

# 四條畷市農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和5年9月12日

四條畷市農業委員会

## 1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

四條畷市においては、西部では市街地を形成し、中部には北生駒山地、東部には肥沃な田園地帯が広がるという立地特性を持ち、水稻を主体とする農業生産を展開しているが、近年、農業者の高齢化により、後継者に継承されていない又は担い手に集積されていない遊休化した農地が増加傾向にあり、早急な対策が必要になっている。

以上のような農業構造のもと、地域の実態に応じた取り組みを推進し、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員の担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の改選期や農業委員会にて見直しが必要とされた場合に検証・見直しを行う。

## 2. 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	105ha	2.7ha	2.57%
3年後の目標 (令和8年7月)	96ha	2.3ha	2.40%

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員の地区担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う

### ②非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」によって、再生利用が不可能と見込まれる農地に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### ③産業振興ビジョンについて

産業振興ビジョンの基本戦略に基づく施策を実行し、遊休農地の利活用を図る。

## (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

## 3. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	1 0 5 ha	0 . 0 3 ha	0 . 0 4 %
3年後の目標			

(令和8年7月)	96ha	4.8ha	5%
----------	------	-------	----

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域計画」の作成と見直しに取り組む

②関係機関との連携について

市、農協等と連携し、貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

③農業関係者との意見交換について

農業関係者との意見交換により地域の農業者の意見を集約し、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

④中間管理機構

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
--	--------	-----------

現 状 (令和5年3月)	3 経営体	0. 3 ha
3年後の目標 (令和8年7月)	4 経営体	0. 3 5 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

府や農業会議などの農業関係団体と連携し、就農希望者への情報提供、意向調査、補助制度の紹介等、サポート体制を整える。

また、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

② 企業参入

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

5. 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への意向確認
- ・ 「地域計画」で位置図けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力